

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準等

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-28(1)のとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-28(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-28(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日) 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号) より作成	

表 3.2-28(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日) より作成	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき表 3.2-29 のとおり定められている。北海道では用途地域に応じた類型指定を行っており、その内容は表 3.2-30 のとおりである。

事業実施想定区域周辺において環境基準の類型指定はされていない。

表 3.2-29(1) 騒音に係る環境基準【一般地域】

地域の類型	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：1. AA 地域：未指定。

A 地域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域

（第 2 種区域にあつては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る）。

B 地域：騒音規制法に基づく第 2 種区域（A 地域を除く）。

C 地域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域（工業専用地域を除く）。

2. 騒音規制法に基づく区域区分は表 3.2-30 に示す。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）  
 〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

表 3.2-29(2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-29(3) 騒音に係る環境基準【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-30 騒音規制法の区域区分と都市計画の用途地域

騒音の区域区分	都市計画の用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域（注 1.）、第 2 種中高層住居専用地域（注 1.）（※中高層住宅が一団地として、建設されている地区）
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域（注 2.）、第 2 種中高層住居専用地域（注 2.）、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	工業地域

注：1. 第 1 種並びに第 2 種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一団地として、建設されている地区

2. 第 1 種並びに第 2 種中高層住居専用地域のうち、上記以外の区域

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2-31 のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.2-32～34 のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

事業実施想定区域周辺において、類型指定が行われている湖沼及び海域はなく、河川は図 3.2-14 のとおりである。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.2-35 のとおりすべての地下水について定められている。

表 3.2-31 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」  
 （昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日）より作成

表 3.2-32(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。  
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。  
 3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。  
 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。  
 5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 「水質汚濁に係る環境基準について」  
 （昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日） より作成

表 3.2-32(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」  
（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日） より作成

表 3.2-33(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。  
2. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。  
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。  
4. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。  
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
「水質汚濁に係る環境基準について」  
（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日） より作成

表 3.2-33(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。  
2. 基準値は、年間平均値とする。  
3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
4. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
〔「水質汚濁に係る環境基準について」  
（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日） より作成〕

表 3.2-33(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」  
（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日） より作成〕

表 3.2-33(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」  
（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日） より作成

表 3.2-34(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以 上	300CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。  
2. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」  
（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日） より作成

表 3.2-34(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考：1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について」  
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日) より作成

表 3.2-34(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」  
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日) より作成

表 3.2-34(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

「水質汚濁に係る環境基準について」  
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日) より作成



表 3.2-35 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒 素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」  
 (平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日) より作成

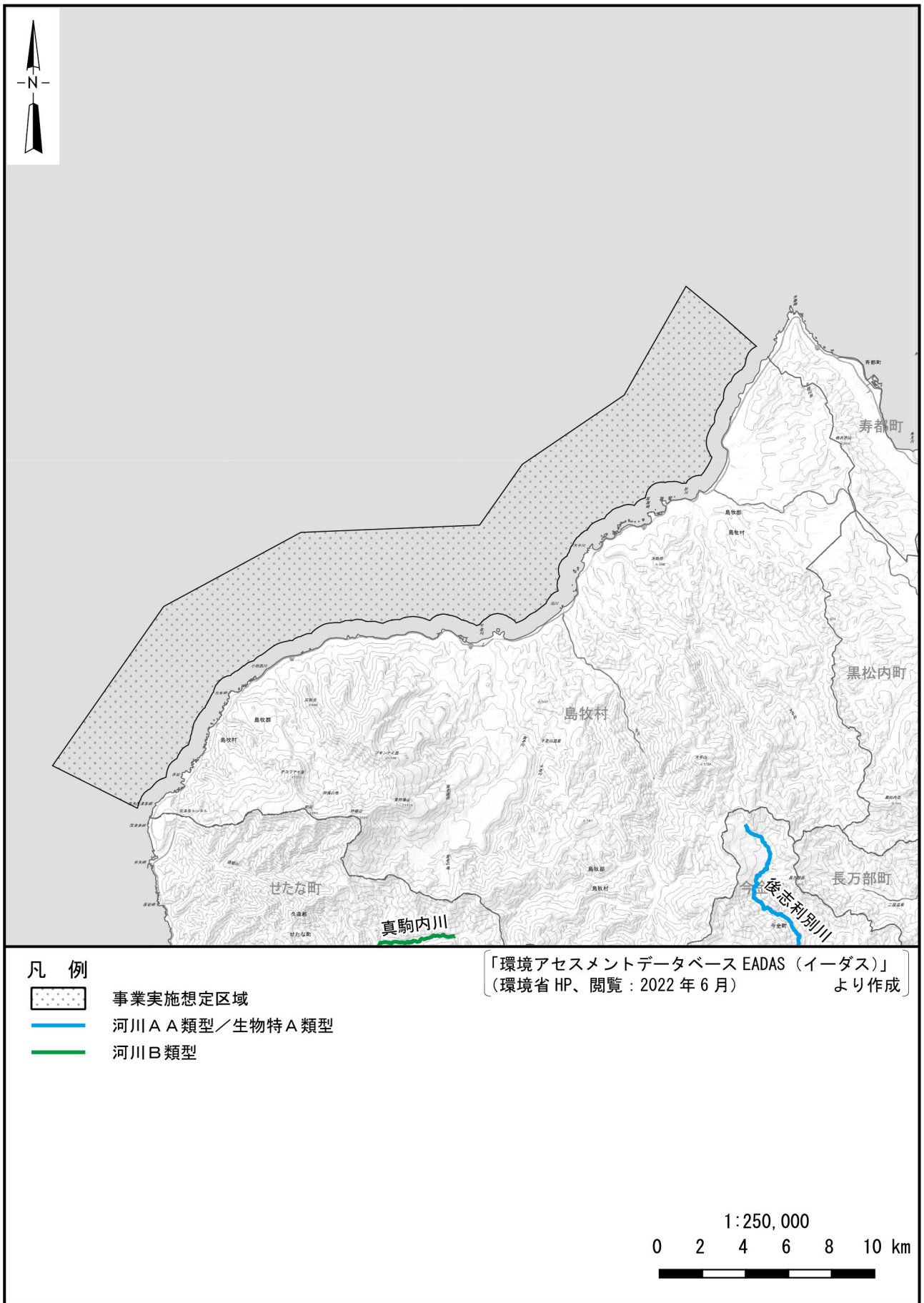


図 3.2-14 水質類型指定の状況

#### ④ 土壤汚染

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-36 のとおりである。

表 3.2-36 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。

「土壤の汚染に係る環境基準について」  
（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき定められており、その内容は表 3.2-37 のとおりである。

表 3.2-37 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 4 年 3 月 3 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、関係地方公共団体における値は 17.5 となっている。

〔「大気汚染防止法の手引」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、表 3.2-38 のとおり、都市計画の用途地域に応じて、特定工場騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車等において発生する騒音の要請限度が定められており、その内容は表 3.2-39～42 のとおりである。

事業実施想定区域周辺において規制地域の指定はされていない。

表 3.2-38 騒音及び振動の区域区分と都市計画の用途地域

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画の用途地域
第 1 種区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域（注 1.） 第 2 種中高層住居専用地域（注 1.） （※中高層住宅が一団地として、建設されている地区）
第 2 種区域		第 1 種中高層住居専用地域（注 2.） 第 2 種中高層住居専用地域（注 2.） 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 4 種区域		工業地域

注：1. 第 1 種並びに第 2 種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一団地として、建設されている地区

2. 第 1 種並びに第 2 種中高層住居専用地域のうち、上記以外の区域

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

表 3.2-39 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	45 デシベル	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	50 デシベル

注：第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、表 3.2-38 による。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

表 3.2-40 騒音に係る特定建設作業

作 業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

〔「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年12月24日）より作成〕

表 3.2-41 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85 デシベル	19:00～7:00 の 時間内でないこと	10 時間を超え ないこと	連続 6 日を超 えないこと	日曜日その他 の休日でない こと
2号区域		22:00～6:00 の 時間内でないこと	14 時間を超え ないこと		

注：1.1号区域：騒音規制法における規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域及び第3種区域・第4種区域の下記に挙げる施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域

- ・学校教育法に規定する学校
- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
- ・図書館法に規定する図書館
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

2.2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022年6月）より作成〕

表 3.2-42 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 C 区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注：1.A 区域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域

（第2種区域にあつては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る）

2.B 区域：騒音規制法に基づく第2種区域（A 区域を除く）

3.C 区域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022年6月）より作成〕

### ③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、表 3.2-38 のとおり、都市計画の用途地域に応じて、規制地域を指定して特定工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められており、その内容は表 3.2-43～46 のとおりである。

事業実施想定区域周辺において規制地域の指定はされていない。

表 3.2-43 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：第 1 種区域及び第 2 種区域は、表 3.2-38 による。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

表 3.2-44 振動に係る特定建設作業

作 業	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

〔「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号、最終改正：令和 3 年 12 月 24 日）より作成〕

表 3.2-45 特定建設作業において発生する振動の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業可能時刻	最大作業時間	最大連続 作業日数	作業日
1号区域	75 デシベル 以下	7:00～19:00	10 時間	連続 6 日	日曜日その他の 休日を除く日
2号区域		6:00～22:00	14 時間		

注：1.1号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、第1種区域の全域及び第2種区域内の次の施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

- ・学校教育法に規定する学校
- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・医療法に規定する病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ・図書館法に規定する図書館
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

2.2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道HP、閲覧：2022年6月）より作成〕

表 3.2-46 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～8:00
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：1.振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2.第1種区域及び第2種区域は、表3.2-38による。

〔「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日）

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道HP、閲覧：2022年6月）より作成〕



#### ④ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）第 3 条及び第 4 条に基づき、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制基準は表 3.2-47 のとおりである。  
島牧村、せたな町及び寿都町は、規制地域として指定されていない。

表 3.2-47(1) 悪臭防止法に基づく規制基準

特定悪臭物質の種類	濃度（大気中における含有率：ppm）		
	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

注：1. A 区域とは、都市計画法に基づく用途地域が定められている地域においては第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域を、都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域においては主として住居の用に供されている地域とする。

2. B 区域とは、都市計画法に基づく用途地域が定められている地域においては準工業地域、工業地域を、都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域においては主として工業の用に供されている地域及び悪臭に順応の見られる地域とする。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

**表 3.2-47(2) 悪臭防止法に基づく規制基準**  
**(事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準)**

事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準
表 3.2-47(1) で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

**表 3.2-47(3) 悪臭防止法に基づく規制基準**  
**(事業場の排水の敷地外における規制基準)**

事業場の排水の敷地外における規制基準
表 3.2-47(1) で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第 4 条の規定により算出した排水中の濃度の値が 1L につき 0.002mg 未満の場合は、1L につき 0.002mg とする。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

## ⑤ 水質汚濁

事業実施想定区域周辺における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年6月2日)に基づき、全国一律の排水基準(有害物質28物質、生活環境15項目)が定められており、その内容は表3.2-48のとおりである。

また、北海道では、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年北海道条例第27号、最終改正：令和3年12月24日)により、上乘せ排水基準が設定されているが、事業実施想定区域周辺では適用されていない。

表 3.2-48(1) 水質汚濁に係る一律排水基準 (有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※)は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔排水基準を定める省令〕(昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和3年9月24日)より作成]

表 3.2-48(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
<p>備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）</p> <p>「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 3 年 9 月 24 日）より作成〕

⑥ 底質

底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、最終改正：平成29年6月12日）に基づき、水底土砂に係る判定基準が定められており、その内容は表3.2-49のとおりである。

表 3.2-49 水底土砂に係る判定基準

物質名	判定基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1L につき水銀 0.005 mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.1 mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき鉛 0.1 mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき有機りん化合物 1 mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.5 mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1L につきひ素 0.1 mg 以下
シアン化合物	検液 1L につきシアン 1 mg 以下
PCB	検液 1L につき PCB0.003 mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき銅 3 mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき亜鉛 2 mg 以下
ふっ化物	検液 1L につきふっ素 15 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につきトリクロロエチレン 0.3 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につきテトラクロロエチレン 0.1 mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につきベリリウム 2.5 mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につきクロム 2 mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につきニッケル 1.2 mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につきバナジウム 1.5 mg 以下
廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物	試料 1kg につき塩素 40 mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につきジクロロメタン 0.2 mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき四塩化炭素 0.02 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 1,2-ジクロロエタン 0.04 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1,1-ジクロロエチレン 1 mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につきシス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg 以下
チウラム	検液 1L につきチウラム 0.06 mg 以下
シマジン	検液 1L につきシマジン 0.03 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につきチオベンカルブ 0.2 mg 以下
ベンゼン	検液 1L につきベンゼン 0.1 mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につきセレン 0.1 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 1,4-ジオキサン 0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1L につきダイオキシン類 10pg-TEQ 以下

注：「検出されないこと。」とは、省令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

〔「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、最終改正：平成29年6月12日）より作成〕

⑦ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、区域の指定に係る基準が定められており、その内容は表 3.2-50 のとおりである。

関係地方公共団体において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、関係地方公共団体において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-50(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

表 3.2-50(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

⑧ 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づき、規制地域が指定されている。

北海道において、規制地域の指定はない。

⑨ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑩ 温室効果ガス等

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 3 年 6 月 2 日）に基づき、事業活動等に伴い、相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

### (3) その他環境保全計画等

#### ① 北海道総合計画

北海道では、道民からの意見をもとに、「北海道総合計画」を平成28年3月に策定した。この計画は、今後10年間（平成28年度～令和7年度）の道政の基本的な方向を総合的に示すもので、道民と道がともに考え、ともに行動するための指針となるものである。そして、新型コロナウイルス感染症の流行により道民の生活や経済に大きな影響が及んだことから、道政の指針となる北海道総合計画を2021年に見直しを行った。その内容は、『輝きつづける北海道』を掲げ、その実現をめざし、「7つの将来像」の設定をしている。「7つの将来像」とその設定方向は表3.2-51のとおりである。

表 3.2-51 将来像と将来の設定方向

将来像		将来の設定方向
1	地域全体で支える 「子育て環境・最適地」	子どもを生き育てる環境を整える
2	北国で心豊かに暮らせる 安全・安心社会	将来にわたる暮らしの安全・安心を確保する
3	豊かな自然と共生する 「環境先進モデル・北海道」	生物多様性の保全と持続可能な利用を図る多様なエネルギーの導入を拡大する
4	世界に広がる“憧れのくに” 北海道ブランド	海外の経済成長を取り込む
5	北海道の潜在力を活かす 地域経済の循環	資源・ひと・経済の好循環を確立する
6	北の大地を力強く切り拓く 豊富な人材	人材を育成し、技術・技能を開発・継承する
7	北海道ならではの個性あふれる 地域	持続可能な地域社会を形成する

〔「北海道総合計画【2021改訂版】」（北海道、令和3年10月）より作成〕



## ② 北海道環境基本条例

「北海道環境基本条例」(平成8年北海道条例第37号、最終改正:平成21年3月31日)は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造について、基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的し、施策の基本方針として、以下の4つの項目を掲げている。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

### ③ 北海道環境基本計画〔第3次計画〕

北海道環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにするもので、道では、1998年（平成10年）3月に環境基本計画〔第1次計画〕を策定し、その後、2008年（平成20年）3月には環境基本計画〔第2次計画〕を、2016年（平成28年）3月には、施策の方向などの見直しを行った第2次計画改訂版を策定してきた。社会情勢の変化やこれまでの環境基本計画の進捗状況を踏まえ、道は、今後の本道の環境施策の方向性を示すため、循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道を目指して、令和3年3月に「北海道環境基本計画〔第3次計画〕」を策定した。

計画期間は令和3年度から概ね10年とし、計画の将来像と施策の基本的事項は表3.2-52及び表3.2-53のとおりである。

表 3.2-52 将来像

2050年頃を展望した将来像	将来の視点
循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道 ～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～	自然と共生する
	健全な物質循環を確保する
	良好な地域環境を確保する
	持続可能な生活をめざす
	環境に配慮した地域づくりをすすめる
	環境と経済・社会の良好な関係をつくる
	脱炭素社会を実現する

〔「北海道環境基本計画〔第3次計画〕」（北海道、令和3年3月）より作成〕

表 3.2-53 施策の基本的事項

分野		施策の方向
1	地域から取り組む地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進</li> <li>・その他の地球環境保全対策の推進</li> </ul>
2	北海道らしい循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進</li> <li>・廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・バイオマスの利活用の推進</li> <li>・循環型社会ビジネスの振興</li> </ul>
3	自然との共生を基本とした環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境等の保全及び快適な環境の創造</li> <li>・知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用</li> <li>・自然とのふれあいの推進</li> <li>・野生生物の保護管理</li> </ul>
4	安全・安心な地域環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気、水など生活環境の保全</li> <li>・化学物質等による環境汚染の未然防止</li> <li>・その他の生活環境保全対策</li> </ul>
5	共通的・基盤的な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮する人づくりの推進</li> <li>・環境と経済の好循環の創出</li> <li>・環境と調和したまちづくり</li> <li>・基盤的な施策</li> </ul>

〔「北海道環境基本計画〔第3次計画〕」（北海道、令和3年3月）より作成〕

#### ④ 北海道地球温暖化防止対策条例

平成 21 年 3 月に公布及び一部施行された「北海道地球温暖化防止対策条例」（平成 21 年北海道条例第 57 号、最終改正：平成 26 年 3 月 28 日）の目的は、地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与するとしており、各主体の責務は表 3.2-54 のとおりであり、継続的な取り組みによる低炭素社会の実現を目指している。

表 3.2-54 各主体の責務

分類	内容
北海道の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的かつ計画的な地球温暖化防止対策の策定および実施</li> <li>・ 市町村や事業者、道民との連携</li> <li>・ 市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援</li> <li>・ 事務及び事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行</li> </ul>
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> <li>・ 道の施策への協力</li> </ul>
道民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> <li>・ 道の施策への協力</li> </ul>

〔「北海道地球温暖化防止対策条例の主な内容」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

#### ⑤ 北海道循環型社会形成の推進に関する条例

平成 20 年に公布された「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」（平成 20 年北海道条例第 90 号、最終改正：平成 31 年 3 月 15 日）は、現状と課題として、「3R の推進」、「適正処理の推進」、「バイオマスの利活用」、「リサイクル関連産業の振興」を掲げ、基本的施策として表 3.2-55 の内容を挙げている。

表 3.2-55 基本的施策

施策	内容
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めます。
率先行動の促進	自ら率先して再生品の使用等の取組を行うとともに、道民及び事業者の率先行動に情報提供等必要な措置を講ずるものとします。
教育及び学習の振興等	循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとします。
調査の実施等	施策の策定及び実施に必要な調査を実施するよう努めるとともに研究及び技術開発の推進に努めるものとします。
事業者等への支援等	事業者等の研究及び技術開発に必要な支援を行うよう努めるとともに、顕著な功績があった事業者等に対し顕彰を行うものとします。
財政上の措置	循環型社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

〔「北海道循環型社会形成の推進に関する条例・概要版」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

## ⑥ 北海道生物多様性保全計画

北海道では、北海道らしい自然共生社会の実現を図るため、自然環境を守る取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめ直し、今後の本道における目標と方針を示した「北海道生物多様性保全計画」を平成 22 年 7 月に策定した。その後、国の生物多様性国家戦略の改定（平成 24 年 9 月）や「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成 25 年北海道条例第 9 号、最終改正：平成 27 年 3 月 20 日）の制定など、計画を取り巻く状況に変化が生じたことから、計画の点検及び評価を実施し、計画の一部変更を平成 27 年 9 月に行った。

「北海道生物多様性保全計画」の目標と基本方針は、表 3. 2-56 に示すとおりである。

表 3. 2-56 計画の目標と基本方針

目 標	基本方針
1. 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全	①地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る ②絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る ・絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保 ・希少種の個体数の回復 ・必要に応じた外来種の防除 ③安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る
2. 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用	①生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る ・生態系や種の保全を考慮した動植物の利用 ・環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用 ②生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る ・自然条件を考慮した適正な区分と利用 ・環境負荷の抑制と土地利用目的の両立

〔「北海道生物多様性保全計画」（北海道、平成 22 年 7 月（平成 27 年 9 月一部変更））より作成〕

## ⑦ 第五次島牧村総合計画

島牧村は、2009（平成 21）年度に「第四次島牧村総合計画」を策定し、2018（平成 30）年度までの村の振興発展に寄与する指針として、めざすべき村づくりの実現に向け積極的な計画遂行に取り組み、「第四次島牧村総合計画」の理念である「島牧が島牧であるために資源を守り活かし育む村づくり」のもと、各産業部門における生産基盤の整備、福祉・保健の向上と生活環境の整備、教育文化の振興充実に取り組み、村の着実な発展と活性化につなげる一方、人口減少・少子高齢化がこれまで以上に進んでいる。また、沿岸資源の変化や漁獲量の減少、耕作放棄地の増加、食害による森林資源への影響、人口減少による地域活力の低下及び近隣市町への流出等、喫緊の課題を抱えている状況の中で、新しい総合計画「第五次島牧村総合計画」を平成 31 年度に策定した。

「第五次島牧村総合計画」の基本構想は 2019（令和元）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 年間とし、10 年後にめざす村の姿として、「自然の恵みがあるがままに活かし、豊かな産業を育むむら」とし、村への思いとめざす村の姿を共有しながら、実現に向け取り組むとしている。村づくりの柱とその考え方としては、以下の 6 つをあげている。

- ・活力あふれる産業のむら
- ・美しい自然を継ぐむら
- ・健康で人にやさしいむら
- ・快適で安心して暮らせるむら
- ・いきいきと学び合うむら
- ・ともに支え合うむら

## ⑧ 第 2 次せたな町総合計画

せたな町では、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間のまちづくりの基本方針となる「第 2 次せたな町総合計画」を平成 30 年（2018 年）に策定し、せたな町の将来像として「輪になって つなぐ「せたな」の 夢未来 ～みんなが主役 笑顔あふれるまちづくり～」としており、将来像を実現するために、めざすまちづくり目標を次のように設定している。

- ・いつまでも健康に暮らせるまち
- ・地域の魅力を産業の活力にかえるまち
- ・自然を守り、安全にすごせるまち
- ・だれもが便利さを実感できるまち
- ・学びやスポーツが楽しめるまち
- ・みんなの創意工夫が光るまち

### ⑨ 第 8 次寿都町総合振興計画

寿都町では、令和 2 年 3 月に「第 8 次寿都町総合振興計画」を策定した。「第 8 次寿都町総合振興計画」は、令和 11 年度（2029 年度）を目標年度とする 10 年計画であり、町の将来像を「地域の資源を地域の活力とした、賑わいあふれるまち」と掲げ、その実現のため以下の 5 つを基本目標にすえ、豊かな地域社会の創造を目指すとしている。

- ・やさしさとふれあいのあるまち
- ・地域資源を活かし、賑わいを創出するまち
- ・安全・快適で自然を守り育むまち
- ・地域を知り、人を豊かに育むまち
- ・すべての人が輝く協働のまち

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法等に基づく自然公園

事業実施想定区域周辺における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日）及び「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年北海道条例第 36 号、最終改正：令和 4 年 3 月 31 日）に基づく自然公園の指定状況は図 3.2-15 のとおりであり、事業実施想定区域周辺に「狩場茂津多道立自然公園」がある。

自然公園の概要は表 3.2-57 のとおりである。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

- 特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される地域。
- 第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
- 第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
- 第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。
- 普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-57 自然公園の概要

名称	指定年月日	面積(ha)	関係自治体
狩場茂津多道立自然公園	昭和 47 年 6 月 23 日	22,647	島牧村、せたな町、寿都町

[「狩場茂津多道立自然公園の概要」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成]

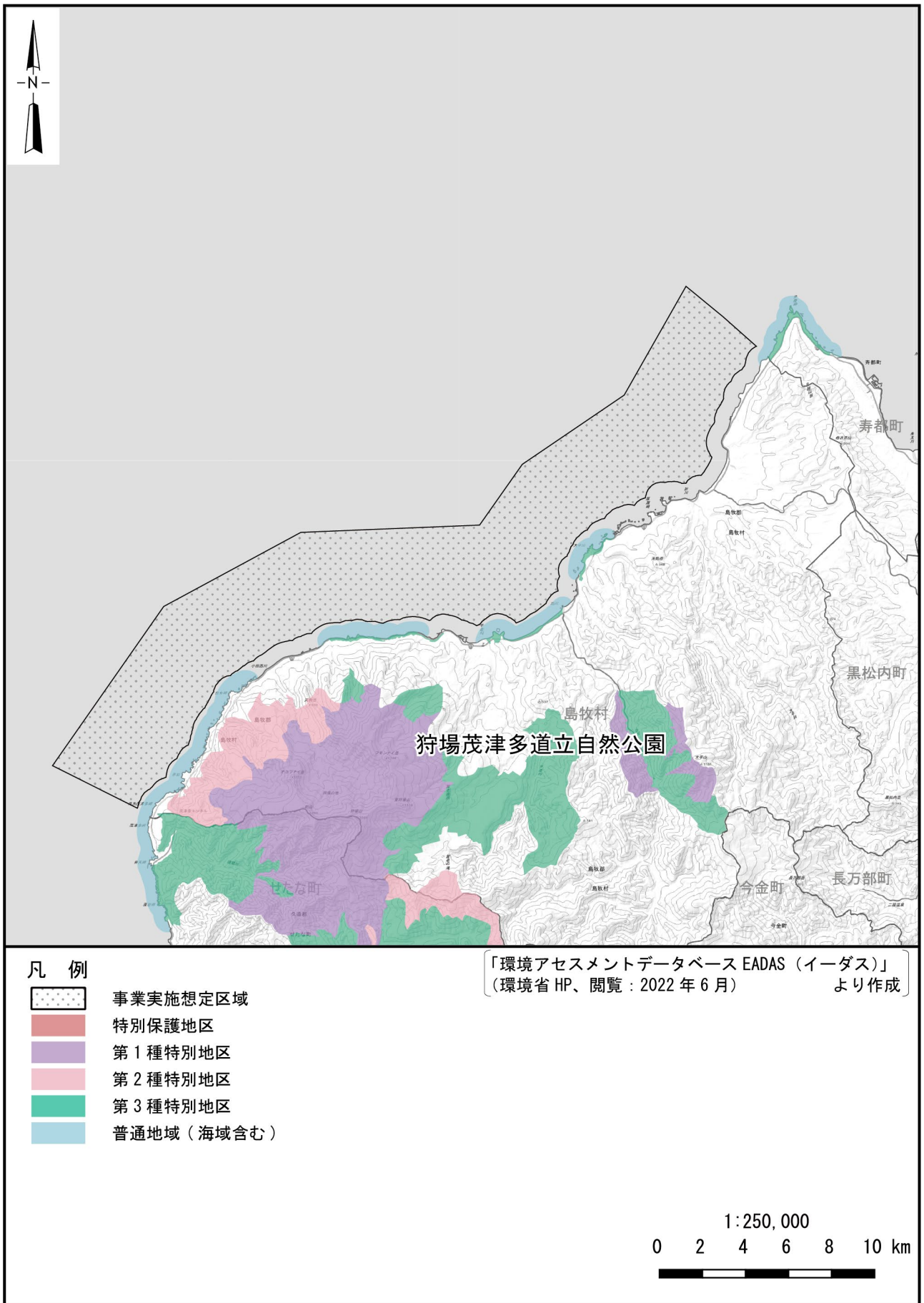


図 3.2-15 自然公園の指定状況



## ② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

事業実施想定区域周辺には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）の規定により指定された原生自然環境保全地域はないが、自然環境保全地域に指定された「大平山」が存在する。

自然環境保全地域の指定状況は表 3.2-58 及び図 3.2-16 のとおりである。

表 3.2-58 自然環境保全地域の指定状況

区分	名称	所在地	指定年月日	面積(ha)
自然環境保全地域	大平山	島牧村	昭和 52 年 12 月 28 日	674

〔「自然環境保全地域等」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

## ③ 北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域等

事業実施想定区域周辺には「北海道自然環境等保全条例」（昭和 48 年北海道条例第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 31 日）の規定により指定された記念保護樹林があり、その指定状況は表 3.2-59 及び図 3.2-16 のとおりである。

なお、道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区は存在しない。

表 3.2-59 記念保護樹林の指定状況

町名	名称	由緒・由来	指定年月日	所在地
寿都町	旧役場庁舎	寿都郡役所開設の記念木	昭和 50 年 6 月 21 日	寿都町字渡島町 51

〔「自然環境保全地域等」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

## ④ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

事業実施想定区域周辺には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産は存在しない。

〔「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

## ⑤ 都市緑地法により指定された緑地保全地域等の区域

事業実施想定区域周辺には「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域は存在しない。

〔「令和 3 年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

## ⑥ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

事業実施想定区域周辺には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づいて鳥獣保護区等に指定された区域は存在しない。

〔「鳥獣保護区等位置図について」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

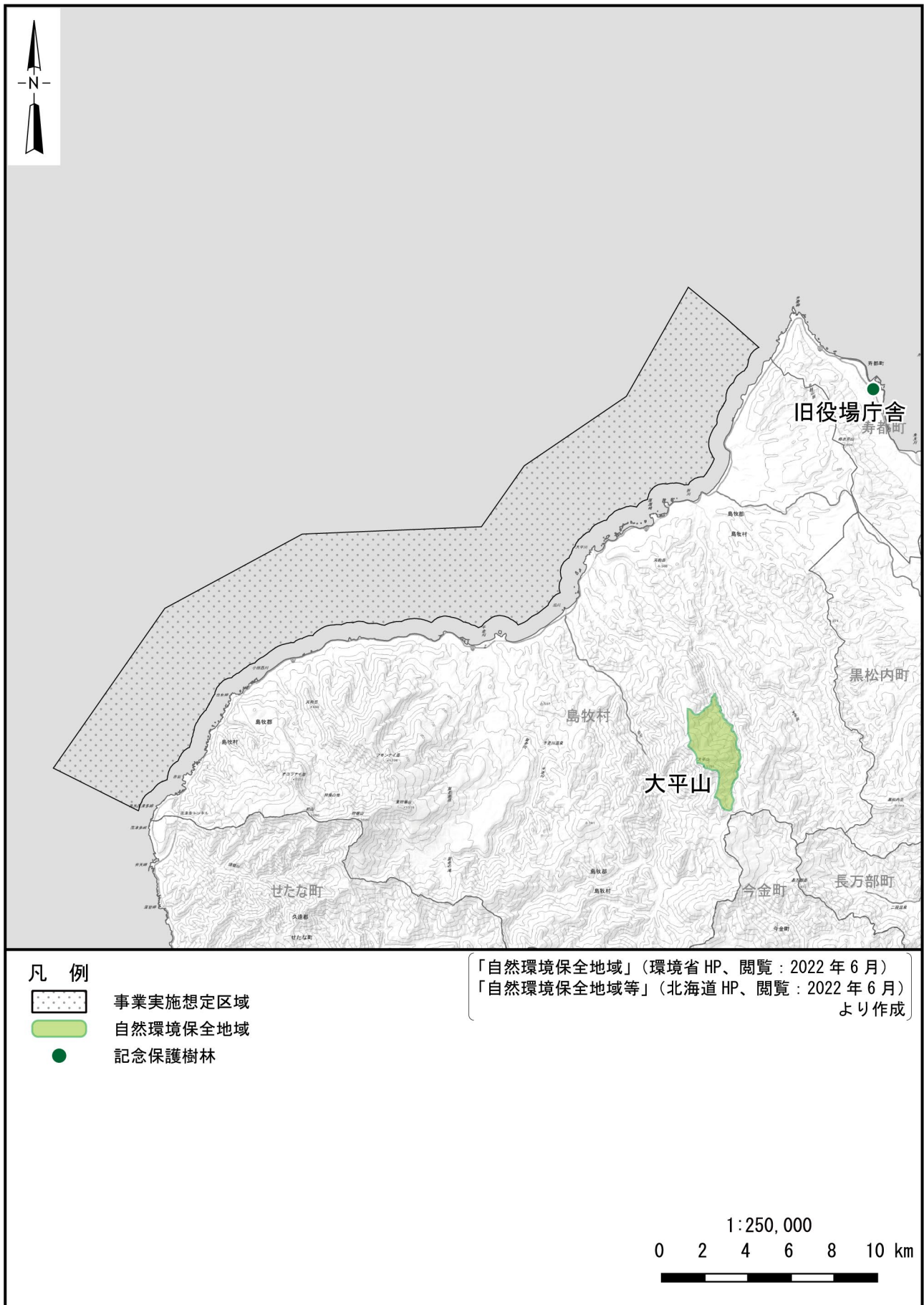


図 3.2-16 自然環境保全地域等の指定状況

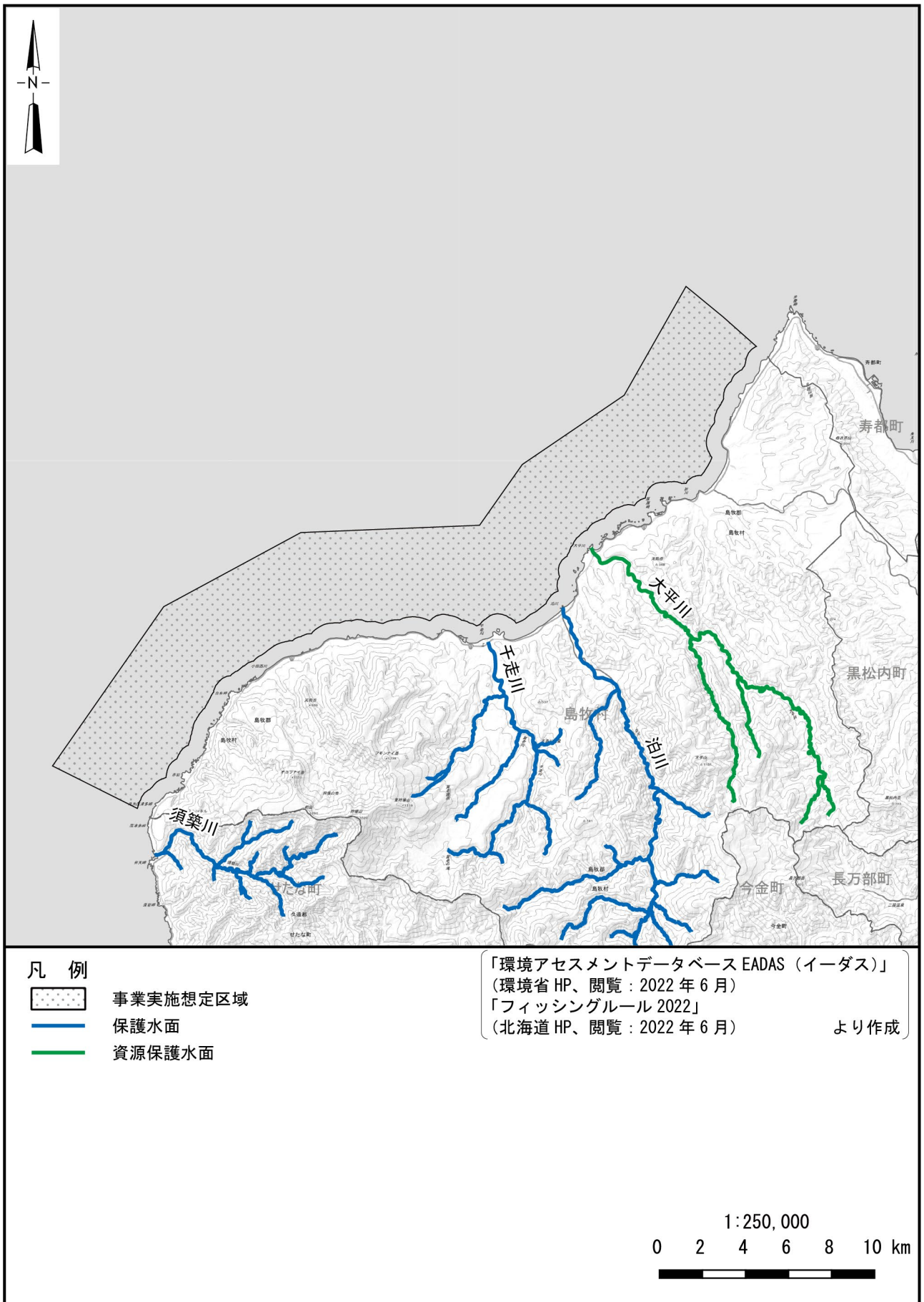


図 3.2-17 保護水面の状況

⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域周辺には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）により指定された生息地等保護区は存在しない。

〔「生息地等保護区」（環境省 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

⑧ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

事業実施想定区域周辺には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域は存在しない。

〔「ラムサール条約と条約湿地」（環境省 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

⑨ 北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域周辺には「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」により指定された生息地等保護区は存在しない。

〔「希少野生動植物種の保護管理」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

⑩ 水産資源保護法に基づく保護水面等

事業実施想定区域周辺には「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）により指定された保護水面、「資源保護水面等及び保護水産動物の指定」（平成 22 年北海道告示第 316 号、最終改正：令和 2 年 11 月 27 日）により指定された資源保護水面があり、その指定状況は図 3.2-17 のとおりである。

⑪ 野生動植物保護地区の指定状況

事業実施想定区域周辺には「北海道自然環境等保全条例」により指定されている野生動植物保護地区があり、自然環境保全地域に指定されている「大平山」が存在する。

〔「自然環境保全地域等」（北海道 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

⑫ 北海道自然環境保全指針によりまとめられた自然地域

「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年）では、全道の多様な自然を「すぐれた自然地域」として、居住地周辺に存在する自然を「身近な自然地域」としてとりまとめ、「保全を図るべき自然地域」の明確化を行っている。

事業実施想定区域の周囲における「すぐれた自然地域」は表 3.2-60、「身近な自然地域」は表 3.2-61 のとおりである。

表 3.2-60 すぐれた自然地域

名称	要素	内容	主要な位置	町村名
大平山	日本を代表する高山鉱山植物	オオヒラウスユキノソウ、オオヒラミミナグサ、チョウノスケソウ等	大平山周辺	島牧村
	特異な基岩に基づく植生	石灰岩植生、イチョウシダ、オオヒラウスユキノソウ等	大平山山頂周辺	
	すぐれた天然林	ブナ林、ミヤマハンノキ、ダケカンバ群落等	大平山周辺	
	特殊鳥類繁殖地	クマゲラ	大平山周辺	
	特異な地形・景観	溪谷	泊川	
狩場茂津多	日本を代表する高山植生	ハイマツ・コケモモ群落、雪田草原等	狩場山周辺、メップ岳周辺	島牧村 寿都町 旧・瀬棚町 旧・北桧山町 (現・せたな町)
	すぐれた天然林	ダケカンバーササ群落、ブナ・チシマザサ群落等	狩場山周辺、メップ岳周辺	
	海岸植生	海岸断崖植生等	狩場茂津多海岸	
	分布上重要な植物生育地	エゾマンテマ、ヒメスギラン、エゾノホソバトリカブト等	須築川、イワナの沢、東狩場山西側、狩場山	
	特殊鳥類繁殖地	クマゲラ	狩場山周辺	
	中規模海蝕崖	—	寿都海岸、原歌、茂津多海岸、三本杉付近の海岸	
	すぐれた砂丘・砂浜	—	江の島海岸、豊浜海岸	
	特異な地形・景観	大規模な滝、溪谷	賀老の滝	
	地域を代表する山岳	—	狩場山 (1,520m)	
浮島	天然林	エゾイタヤ・シナノキ群落等	浮島周辺	旧・北桧山町 (現・せたな町)
	水鳥類飛来地	カモ類等	浮島	
	特異な地形・景観	浮島	浮島	
歌棄海岸	海岸植生	海岸草原	歌棄海岸	寿都町
	良好な砂丘・砂浜	—	歌棄海岸	

注：瀬棚町と北桧山町は 2005 年（平成 17 年）9 月にせたな町に移行した。

〔「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年）より作成〕

表 3.2-61(1) 身近な自然地域

身近な自然地域	概略面積	地域の特徴・特性	立地条件	町村名
茂津多海岸温泉郷	2ha 以下	植物・植生、鳥類	海岸・干潟等	島牧村
元町鎮守の森	2ha 以下	植物・植生、鳥類	社寺林・公園等	
千走温泉峡	2.1～5ha	植物・植生、鳥類、魚類	溪谷・河川等	
園芸ハウスの里	2ha 以下	植物・植生、魚類	農耕地・人口草地	
宮牛温泉郷	2.1～5ha	植物・植生、鳥類、魚類	山岳・丘陵地等	
永豊アイヌ砦跡	2.1～5ha	鳥類、その他	その他	
本目海水浴場	5.1～20ha	植物・植生、鳥類、魚類	海岸・干潟等	
美川黒松内スカイライン	20.1～50ha	植物・植生、鳥類	山岳・丘陵地等	
美川草原	50.1ha 以上	昆虫・小動物	農耕地・人口草地	
植原草原	50.1ha 以上	昆虫・小動物	農耕地・人口草地	
島牧ハマナス原生花園	2.1～5ha	植物・植生、鳥類	海岸・干潟等	
歌島沼	5.1～20ha	植物・植生、鳥類	湖沼・ダム湖等	
月越原野	50.1ha 以上	植物・植生、鳥類	原野・湿原等	
蒲原磯	5.1～20ha	鳥類	海岸・干潟等	
瀬棚町運動広場	2ha 以下	鳥類、昆虫・小動物	社寺林・公園等	
瀬棚港緑地公園	2ha 以下	鳥類、昆虫・小動物	社寺林・公園等	
役場前広場	2ha 以下	植物・植生、鳥類	社寺林・公園等	
事比羅神社境内	2ha 以下	植物・植生、鳥類、 昆虫・小動物	社寺林・公園等	
日本女医第一号 萩野吟子顕彰碑公園	2ha 以下	鳥類、その他	社寺林・公園等	
旧駅前小公園	2ha 以下	植物・植生	社寺林・公園等	
下浜海岸	20.1～50ha	鳥類	海岸・干潟等	
生出牧場	20.1～50ha	植物・植生、鳥類、 昆虫・小動物	農耕地・人口草地	
利別川河口	50.1ha 以上	鳥類、魚類	溪谷・河川等	
馬場川地区	20.1～50ha	鳥類、魚類、昆虫・ 小動物	湖沼・ダム湖等	
共和子供の遊び場	2ha 以下	鳥類、昆虫・小動物	社寺林・公園等	
立象山地区	20.1～50ha	植物・植生、鳥類	社寺林・公園等	
三本杉海水浴場	5.1～20ha	鳥類、昆虫・その他	海岸・干潟等	

注：瀬棚町と北桧山町は 2005 年（平成 17 年）9 月にせたな町に移行した。

〔「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年）より作成〕

表 3.2-61(2) 身近な自然地域

身近な自然地域	概略面積	地域の特徴・特性	立地条件	町村名
ふとろ海岸	20.1～50ha	鳥類	海岸・干潟等	旧・北桧山町 (現・せたな町)
小川高原牧場	50.1ha 以上	植物・植生、昆虫・ 小動物	農耕地・人口草地	
若松公園	2.1～5ha	鳥類	社寺林・公園等	
かぶと野古戦場	2.1～5ha	植物・植生、鳥類、 昆虫・小動物、その他	その他	
熱田神社周辺	2ha 以下	鳥類、昆虫・小動物	社寺林・公園等	
後志利別川河川敷	20.1～50ha	植物・植生、鳥類、魚類	溪谷・河川等	
真駒内公園	2ha 以下	植物・植生、鳥類	社寺林・公園等	
鮭捕獲場	2ha 以下	魚類	その他	
玉川上学校林	2ha 以下	植物・植生、鳥類	社寺林・公園等	
丹波家の林	2ha 以下	植物・植生、鳥類、 その他	社寺林・公園等	
真駒内堰堤	2ha 以下	魚類	溪谷・河川等	
徳島町営牧場	20.1～50ha	植物・植生、昆虫・ 小動物	農耕地・人口草地	
真駒内ダム	20.1～50ha	鳥類	湖沼・ダム湖等	
浮島公園	5.1～20ha	植物・植生、鳥類、 昆虫・小動物、その他	湖沼・ダム湖等	
玉川公園	5.1～20ha	植物・植生、鳥類、 昆虫・小動物	山岳・丘陵地等	
巣籠の松	0 (単木)	その他	その他	
荷卸の松	0 (単木)	その他	その他	
寿都町民スキー場	5.1～20ha	植物・植生、鳥類、 昆虫・小動物	山岳・丘陵地等	
栄町子供広場	2ha 以下	昆虫・小動物	社寺林・公園等	
神社の森	2ha 以下	植物・植生、鳥類	社寺林・公園等	
寿都町児童公園	2ha 以下	植物・植生、鳥類	社寺林・公園等	
六条の森	2.1～5ha	植物・植生、昆虫・ 小動物	農耕地・人口草地	
樽岸いこいの広場	2ha 以下	鳥類	社寺林・公園等	
高齢者いきがい広場	2ha 以下	鳥類	社寺林・公園等	
浜中海水浴場	2ha 以下	鳥類	海岸・干潟等	
磯谷高地	50.1ha 以上	植物・植生、鳥類	農耕地・人口草地	
弁慶岬	2.1～5ha	植物・植生、鳥類	海岸・干潟等	

注：瀬棚町と北桧山町は 2005 年（平成 17 年）9 月にせたな町に移行した。

〔「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年）より作成〕

## (2)文化財関係

### ① 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する文化遺産の区域

事業実施想定区域周辺には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産は存在しない。

〔「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕

### ② 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域周辺における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の指定状況は表 3.2-62 及び図 3.2-18 のとおりであり、島牧村指定史跡の「栄磯岩陰遺跡」が存在する。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の指定状況は図 3.2-18 のとおりである。

表 3.2-62 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

指定区分	種 別	名 称	所在地	指定年月日
島牧村	史 跡	栄磯岩陰遺跡	島牧郡島牧村字栄磯 107	昭和 56 年 4 月 1 日

〔「北海道の文化財」（北海道教育委員会 HP、閲覧：2022 年 6 月）より作成〕



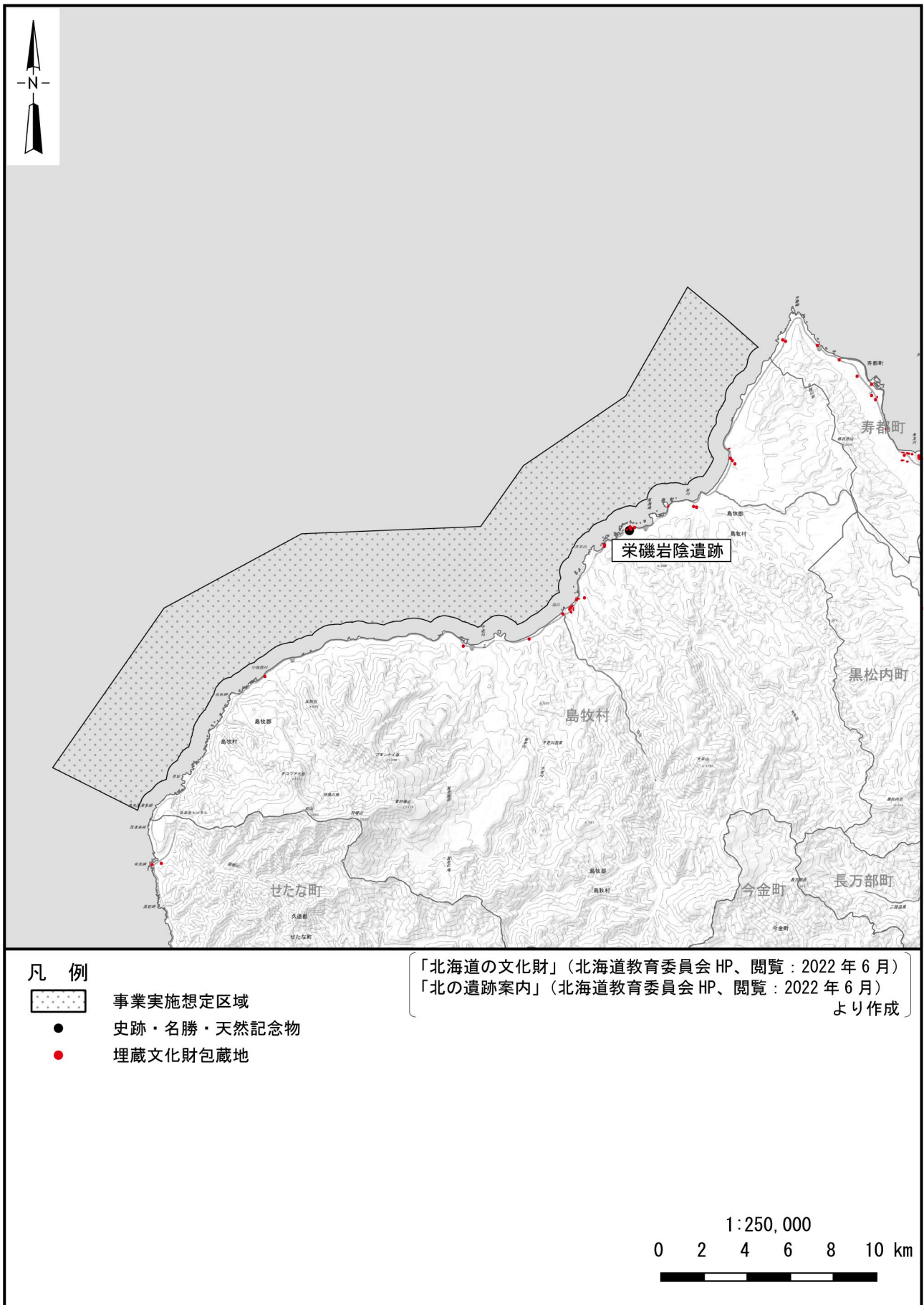


図 3.2-18 史跡・名勝・天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地の指定状況

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

「景観法」(平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日)に基づく「北海道景観計画」(北海道、2008 年)によれば、島牧村、せたな町及び寿都町全域が景観計画区域(一般区域)となっている。

#### ② 風致地区

事業実施想定区域周辺には「都市計画法」により指定された風致地区は存在しない。

[「令和 3 年都市計画現況調査」(国土交通省 HP、閲覧：2022 年 6 月)より作成]

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林の指定

事業実施想定区域周辺における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)に基づく保安林の指定状況は図 3.2-19 のとおりであり、事業実施想定区域周辺には保安林がある。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域周辺における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日)に基づく砂防指定地は図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域周辺には砂防指定地がある。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

[「国土数値情報ダウンロード」(国土交通省 HP、閲覧：2022 年 6 月)より作成]

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域周辺における「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく地すべり防止区域は図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域周辺には地すべり防止区域がある。

⑤ **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**

事業実施想定区域周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-21 のとおりであり、事業実施想定区域周辺には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

⑥ **海岸法に基づく海岸保全区域**

事業実施想定区域周辺における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく海岸保全区域は、図 3.2-22 のとおりである。



図 3.2-19 保安林の指定状況

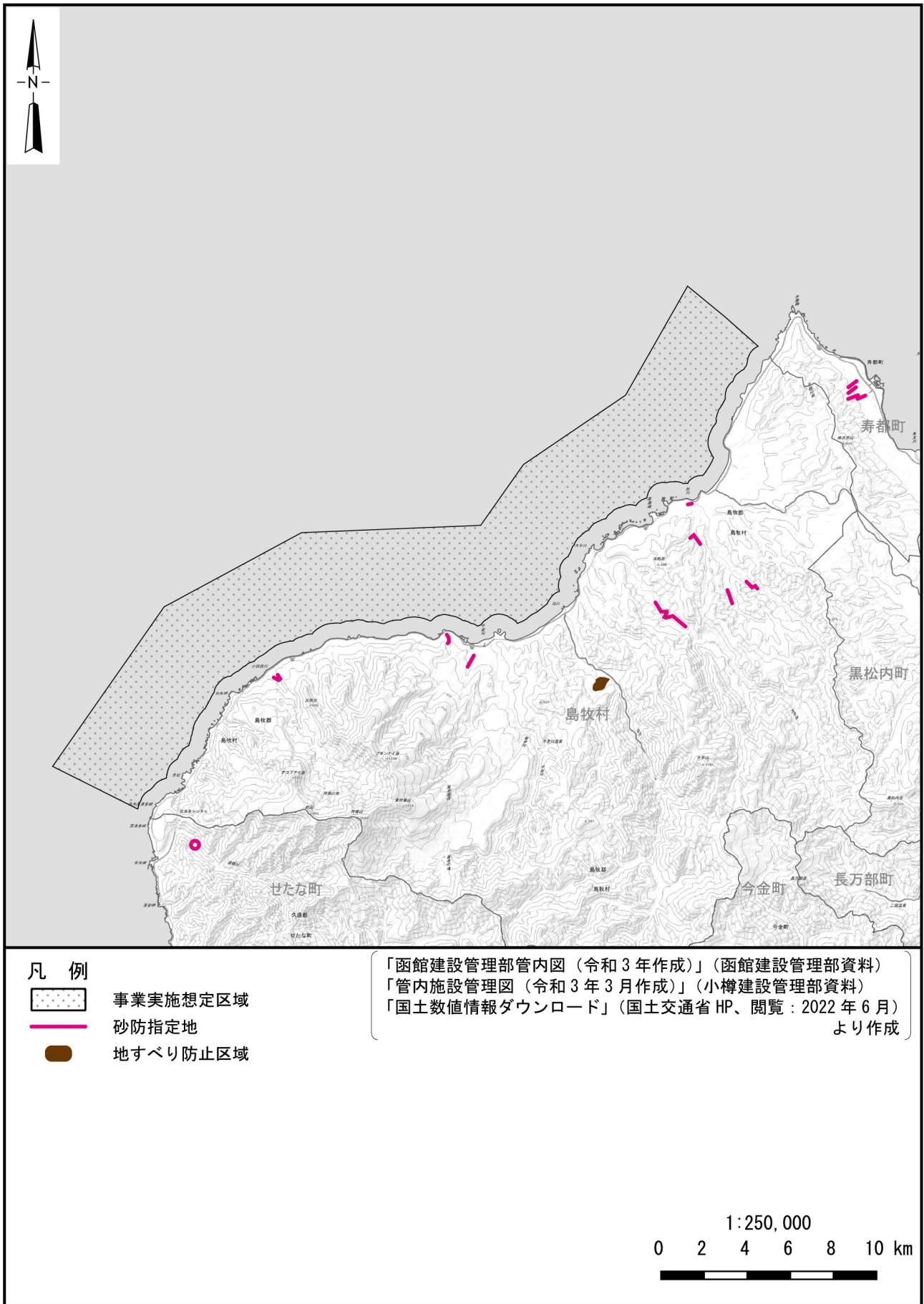


図 3.2-20 砂防指定地等の状況

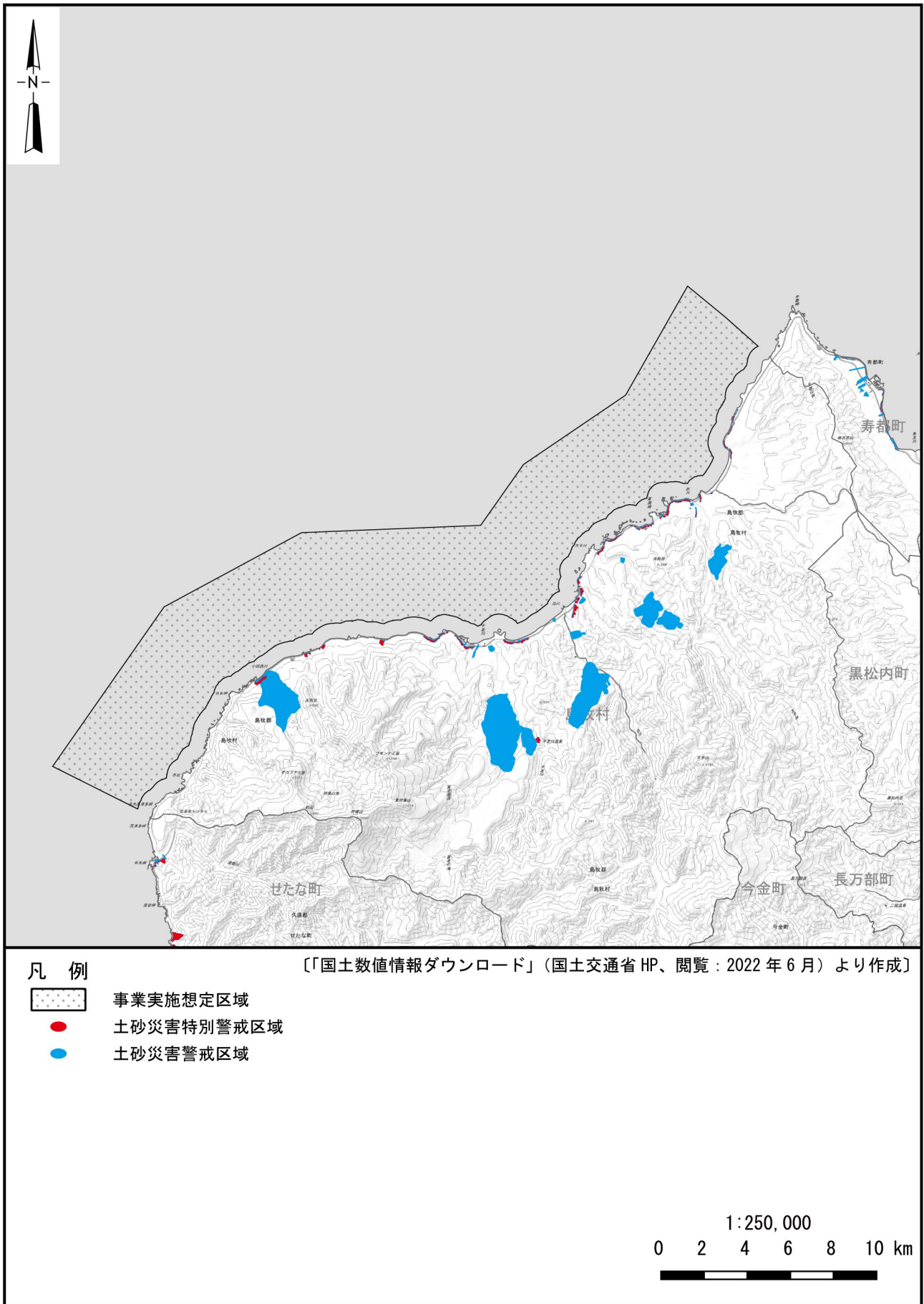


図 3.2-21 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況

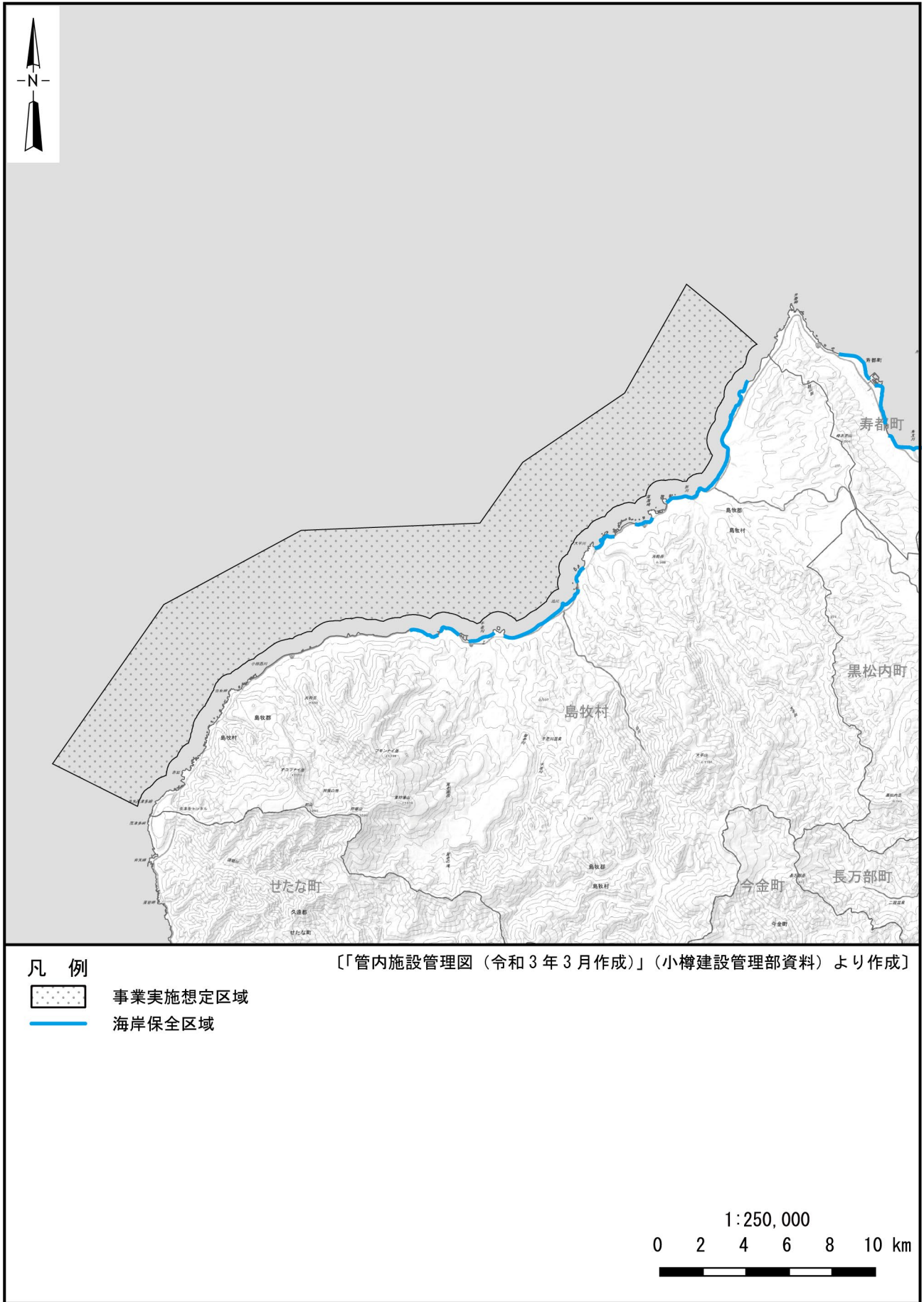


図 3.2-22 海岸保全区域の状況